

Todoリスト

市P協としての指針を出しましたが、単Pに改革を押しつけるものではありません。ただ任意加入については、いずれは何かしらの対応をする必要があることを念頭におき、できることからやっていただくのが良いと思います。

今後、任意加入を説明しようとしている、入会届を用意しようとしている場合の、やる必要がある事項のリストを用意しました。各校の状況に合わせてご活用ください。

1. 校長とPTA会長が話し合う
2. 同じ中学校区で話し合う
3. 任意加入であることを説明する
4. 任意加入の意思を確認する入会届を用意する
5. 個人情報保護規程を作成する
6. 個人情報の同意書を用意する
7. PTA規約、細則を改訂する

■補足■

1. 校長とPTA会長が話し合う

PTAの改革は校長の協力無くてはできないので、校長とP会長がよく話し合ってください必要があると思います。

2. 同じ中学校区で話し合う

同じ学区内で対応を統一にしておいたほうが良いと思います。

3. 任意加入であることを説明する

- ・新生保護者説明会などで、保護者の皆さんに任意加入であることを説明しましょう。
- ・その際に『〇〇学校PTAのしおり』などを作成するとよいでしょう。
- ・PTAはどんな活動をしているのか、具体的にわかりやすく説明しましょう。
- ・なぜPTAがあるのか、なぜ必要なかを説明しましょう。
- ・その際にPTAへのお誘い文書があると、強制感が薄らぐかもしれません。

4. 任意加入の意思を確認する加入届を用意する

- ・本来なら入会届、退会届を用意しておくことを推奨します。
- ・入会届＋個人情報の同意書のひな形を市P協が用意しました。

5. 個人情報保護規定を作成する

個人情報保護法が改正されたことにより、単Pも『個人情報保護規定』を作成することが必要です。ひな形は市P協のホームページに載っているので参考にしてください。

個人情報保護規定の代表的なポイントとしては、

- ・個人情報の利用目的を明確にする
- ・個人情報を取得する際は、利用目的を本人に知らせる
- ・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない

- ・病歴等の要配慮個人情報収集してはならない
- ・個人情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない
- ・個人情報を第三者に提供するときは、記録を厳密につける
- ・個人情報の管理、責任者

などです。個人情報を収集する際には、その都度利用目的を明確にした一文を付け加えると良いと思います。

6. 個人情報取扱い同意書を用意する

単P個人情報保護規定ができれば、保護者から同意書を得てください。市P協ホームページにひな形を用意します。

7. PTA規約、細則を改訂する

規約、細則を任意加入であることに対応する必要があります。以下は入会届を取る場合の例です。

●規約案

第〇条 次の者は、この会の会員資格を得る。

1. 本校に在籍する児童(生徒)の保護者(またはこれにかわる者)
2. 本校に勤務する教職員

(第〇条 この会へは、自由意志で入会し、また退会できる。)

第〇条の2 この会への入会希望者は、入会届を提出する。

第〇条の3 この会の退会は、下記の通りとする。

1. 自動退会:子の卒業または勤務校の異動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とする。退会届提出の必要はない。
2. 任意退会:転居または自由意思によって退会する者は、退会届を提出する。

●細則案

第〇条 入会・継続届

1. 入会は入会届の受理を持って行う。
2. 在学中は退会の届がない限り継続とする。
2. 入会届を元に会員名簿を作成する。

第〇条 退会届

1. 退会届提出者には、退会届受領書を渡す。

第〇条 会費

1. 途中加入の扱い(単Pによる)
2. 退会者への返金の扱い(単Pによる)